

議案第137号

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年11月30日提出

上越市長 村山秀幸

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年上越市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の130」を「、6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125」に改め、「100分の110」を「、6月に支給する場合においては100分の110、12月に支給する場合においては100分の105」に改め、同条第3項中「100分の110」とあるのは「100分の62.5」を「100分の125」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の57.5」に改める。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125」を「100分の127.5」に改め、「、6月に支給する場合においては100分の110、12月に支給する場合においては100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の57.5」を「100分の127.5」とあるのは「100分の70」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の60」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和2年12月1日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。